

各市町村保育行政担当課長 様

鳥取県子ども家庭部子育て王国課長
(公印省略)

教育・保育施設等における事故の報告等について (通知)

このことについては、令和7年4月8日付第202400324359号で通知しているところですが、この度、別添1のとおり事故報告等の取扱いについて一部改正しましたので御承知ください。

別添1のとおり、事故報告の対象となる事案が発生した場合の県への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に行っていただきますよう、引き続きよろしくお願いたします。

また、別添2のとおり当課の「教育・保育施設等の事故対応に係る安全管理マニュアル」についても一部改正しましたので、御承知ください。

なお、上記通知については、本通知の施行に伴い廃止します。

本通知に係る詳細（事故報告様式・関係通知等）については、子育て王国課のホームページに公開しています。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/306362.htm>）

各市町村におかれましては、所管する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業、乳児等通園支援事業及び届出保育施設（鳥取市のみ）へ周知くださるよう併せてお願いたします。

記

1 主な改正概要

- ・報告の対象となる事故の範囲に「自動車への置き去り事故」を追加
- ・「1. 事故報告」-「(2) 報告の対象となる重大事故の範囲及び報告の取扱い」の「○意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）」、「○救急搬送を要すると判断される程度の事故等であった場合」、「○園児の見落とし等事案」に係る説明の追加及び修正

2 関連通知 (国通知)

【事故報告関連】

- ・教育・保育施設等における事故の報告等について
(令和8年3月30日付こども家庭庁、文部科学省通知)

【事故対応関連】

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて
(平成28年3月31日付内閣府、文部科学省、厚生労働省通知)
- ・「学校事故対応に関する指針」の公表について (通知)
(平成28年3月31日付文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について (通知)
(平成28年12月21日付文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について (通知)
(令和3年5月25日付文科省総合教育政策局長通知)

【見落とし等事案関連】

- ・保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について
(令和4年4月11日付厚生労働省、内閣府事務連絡)

担当
幼保教育・施設担当 川村、福光
電 話 0857-26-7868
電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp